

税務情報 Q&A

Q: 中国での恒久的施設課税(PE 課税)の認定について教えてください。

A:

恒久的施設課税とは、外国法人が中国において恒久的施設を設置していると当局に認定されることにより、その活動から生じる所得などに課税されることを指します。

今回は、中国における恒久的施設の認定基準について説明します。

1. 恒久的施設課税(PE 課税)とは

恒久的施設は PE (Permanent Establishment) と呼ばれ、日中租税条約では「事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう」と定義されています。さらには、一方の締約国の企業が他方の締約国内において使用人その他の職員(独立した地位を有する代理人を除く)を通じてコンサルティングの役務を提供する場合には、このような活動が単一の工事(プロジェクト)または複数の関連工事(プロジェクト)について任意の 12 か月の間に合計 6 か月を超える期間に渡って行われる場合、当該企業は、当該他方の締約国内に PE を有するものとされています。¹

この日中租税条約における「任意の 12 か月の間における 6 か月を超える期間」という文言は中国を含む新興国が使用しているとされる国連モデル租税条約の文言に基づくといわれています。一方で、日米租税条約の場合は OECD モデル租税条約(「12 か月を超えるか否か」で PE の有無を判断)に基づくこととされ、租税条約により恒久的施設の認定期間は異なるとされています。

2. 出張者 PE の認定

一般的に出張者 PE とは“出向者以外に認定される PE” のことであり、コンサルティング PE、工事プロジェクト PE などを含み、これらの定義は日中租税条約に規定されています。

日中租税条約によれば、「コンサルティング PE」、「工事プロジェクト PE」認定のポイントは、同一企業が従事する事業関連性または連続性を有する複数のプロジェクトである点となっており、複数のプロジェクトの関連性や連続性を判断する際には、以下の要素を考慮しなければならないとされています。

- ① 単一のマスター契約に含まれているか。
- ② 異なる契約に基づくものである場合、それらは同一の者または関連者と締結されたものであるか。前のプロジェクトの実施は後続するプロジェクトの実施の必要条件となるか。
- ③ 同じ性質を有するか。
- ④ 同一の者により実施されるか。



竹田 剛 Takeda Tsuyoshi
デロイト天津事務所 税務部 マネジャー
ttakeda@deloitte.com.cn

2015 年 デロイト 北京事務所に入所し日系企業に対する監査、税務等の関連サービスに従事。専門分野は個人所得税、企業所得税、増値税、税関業務関連等。2017 年 8 月より天津事務所勤務、日系企業に対し税務サービスを提供している。

¹ 2018 年 2 月 11 日に国家税務総局が公布した「11 号公告」により、任意の 12 か月の間における 6 か月の定義の明確化がなされており、4 月 1 日からの適用となります。

あるプロジェクトが上記の関連性や連続性の条件を満たし、任意の12か月の間に合計6か月を超える期間にわたり行われる場合、企業は中国国内にPEを有すると認定されるものとされています。

3. 出向者 PE の認定

出向者 PE とは駐在員として日本から派遣されている出向者に対する PE 認定であり、その判断基準となっているのは2010年 中国国家税务总局公布の「『所得に対する租税に関する二重課税の回避および脱税の防止のための中国政府とシンガポール共和国との間の協定』および議定書の条文解釈に関する通知」(以下、「75号通知」)および、2013年公布の「19号公告」だと言われています。19号公告は75号通知に準拠する内容でより詳細な基準が規定されており、出向者 PE の認定について以下のように規定しています。

下記の「①基本要素」を満たし、「②参考要素」のいずれか一つを満たす場合、恒久的施設と判定されます。

- ① 基本要素
出向元である非居住者企業が出向者の業務成果に対して一部或いは全ての責任及びリスクを負い、通常出向者の業績評価を行う。
- ② 参考要素
 - 1) 受入側である中国国内企業が出向元である非居住者企業に対して、管理費或いはサービス費の性質を有する費用を支払う。
 - 2) 中国国内企業が非居住者企業に支払う金額が、非居住者企業が出向者に支払う給与、社会保険料及びその他の費用の金額を超える。
 - 3) 中国国内企業により支払われる金額の一部を非居住者企業が留保する。
 - 4) 非居住者企業が負担する出向者の給与の全額について、中国で個人所得税を納付していない。
 - 5) 非居住者企業が出向者の人数、職務資格、報酬基準及び中国国内での勤務地を決定する。

4. 税務当局による新システム(金税三期)導入の影響

中国では税目によって管轄が分かれており、各地(省、市、県)の国家税務局は企業所得税、増値税等、各地(省、市、県)の地方税務局は個人所得税、印紙税等の徴税管理を行います。出張者及び出向者 PE の認定は各地の国家税務局が実施することとされていますが、過去には国家税務局と地方税務局の情報交換不足から、PE 認定をされても、企業所得税(国家税務局管轄)のみの徴収で終わり、関連する個人所得税(地方税務局管轄)の徴収までは実施されないケースもありました。

しかしながら、2016年に税務当局の新システム(金税三期)が導入されたことにより、国家税務局が認定した PE 企業の情報がシステム上で地方税務局にも共有されることから、今後はこれまでのような PE 認定における個人所得税の徴収漏れは減少することが予想されます。従って、出張者及び出向者 PE として認定されることによるリスクを最小限にするためにも、事前に自社の PE リスクのセルフアセスメントの実施をお勧めいたします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事業に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事業をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC